

議第35号

三島市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

三島市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年三島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「特別職」を「この条例に定めるもののほか、特別職」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（退職手当）

第4条 特別職の職員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

2 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職年数（その者が特別職の職員となった日から退職した日まで引き続いて6月以上在職した場合の在職年数。以下この条において同じ。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長 100分の400

(2) 副市長 100分の250

3 前項の場合において、その者の在職年数が1年未満であるとき、又はその在職年数に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、三島市退職手当支給に関する条例（昭和37年三島市条例第13号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第11条第2号中「有していた機関」とあるのは、「有していた機関（当該機関がない場合にあつては、市長）」とする。

（退職手当の特例）

第5条 国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員が退職手当を支給されないで引き続いて副市長となった場合におけるその者の退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員としての在職期間（国家公務員にあつては国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の規定により在

職期間に通算されることとなる期間を含み、他の地方公共団体の地方公務員にあっては当該地方公共団体の地方公務員に対する退職手当に関する規定により在職期間に通算されることとなる期間を含む。)に係るものにあつては、その者が国家公務員又は当該地方公務員を退職した日における給料月額を基礎として三島市職員の退職手当支給に関する条例第2条の4の規定の例により算出して得た額

(2) 副市長としての在職期間に係るものにあつては、前条の規定の例により算出して得た額

2 前項に規定する者が次のいずれかに該当する場合は、退職手当は、支給しない。

(1) 引き続いて国家公務員となった場合

(2) 引き続いて他の地方公共団体の地方公務員となった場合において、その者の副市長としての在職期間が当該地方公共団体の退職手当に関する規定によりその者の当該地方公務員としての在職期間に通算されることと定められているとき。

別表市長の項中「922,000円」を「900,000円」に改め、同表副市長の項中「728,000円」を「720,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(三島市職員の退職手当支給の特例に関する条例の廃止)

2 三島市職員の退職手当支給の特例に関する条例(昭和36年三島市条例第5号)は、廃止する。

平成24年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士